

## 東京地裁、SEP 訴訟で前例のない差し止めを認める

筆者：ケビン・ケルブス (Kevin Kuelbs、弊所リードパートナー)

稀に見る結果として、東京地方裁判所が、Pantech により提起された特許侵害訴訟において、2025 年 6 月 23 日に Google に対し、歴史的な差し止めを認める判決を下しました。そのような救済措置が認められたのは日本の裁判所では珍しいことですが、今回の訴訟における諸事実が、このような結果をもたらす上で深く関与しました。Pantech が主張した特許は、標準必須特許 (SEP) として分類され、FRAND 宣言が行われたものです。裁判所は、特許権者が FRAND 宣言を行うと、被疑侵害者が使用許諾条件の誠意交渉を拒否しない限り、差し止め請求が認められないとします。今回の訴訟においては、裁判所が結論付けた通り、そのような誠意交渉は存在しませんでした。具体的に、当事者らは裁判所による監督の下、和解協議に入りましたが、Google は、公正な使用許諾契約の基準を成し得るロイヤリティ (権利使用料) 計算案の提示を要求されましたが、それに応じませんでした。裁判所は、使用許諾条件交渉のプロセスへのその参加拒否を根拠に、FRAND 条件でライセンスを得る意思がないと結論付け、これらの具体的な状況に鑑みて差し止めが必要であると判定しました。現在、差し止めが暫定的に執行可能となっております。この事件の今後の動向には引き続き注目が集まります。